

三条市監査委員告示第 1 号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を三条市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 31 日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 山 田 富 義

記

第 1	監査の概要	「令和 6 年度 公の施設の指定管理者監査報告書」 のとおり
第 2	監査の対象指定 管理者等の概要	同 上
第 3	監査の結果	同 上

令和6年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者に指定（更新を除く。）され1年以上経過した指定管理者及び所管課における令和5年度に執行された施設の管理に係る出納その他の事務とした。

2 監査の対象指定管理者

指 定 管 理 者	指定管理施設名	所 管 課
ツクール・ド・さんじょう（共同事業体） 代表者 株式会社ヴィアックス 代表取締役 西 門 直	・図書館 ・図書館栄分館・下田分館、嵐南分室・漢学の里分室 ・諸橋博士 漢学の里 ・歴史民俗産業資料館	市民部 生涯学習課

3 監査した施設

図書館（鍛冶ミュージアム及びまちなか交流広場を含む。）

4 監査期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

5 監査実施委員 長 橋 昇 栳 澤 綾 子 山 田 富 義

6 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、指定管理者等関係者からの説明、聴取を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われ、必要事項が記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令に定めるところにより適切に管理しているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 監査の対象指定管理者等の概要

指定管理者及び監査した施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 指定管理者及び監査した施設の概要

指定管理者の概要 ※応募時申請書等から抜粋	ツクール・ド・さんじょう（共同事業体） 〔構成団体（代表）〕株式会社ヴィアックス 1 設立年月日 昭和48年8月17日 2 役員・雇員人数 1,701人（正職員987人、臨時及びパート職員714人） 3 所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号 4 主な事業 図書館指定管理者、その他図書館業務全般、セールスプロモーション、Webプロモーション、データクレンジング・分析、企画制作・印刷、メーリングサービス、通信販売、人財派遣、人財紹介、出版事業 〔構成団体〕特定非営利活動法人えんがわ 1 設立年月日 平成29年4月20日 2 役員・雇員人数 7人（正職員4人、臨時及びパート職員3人） 3 所在地 三条市元町11番63号 4 主な事業 資源の創造繁栄や地域資源活用事業の更なる継続・発展のため市民団体、民間事業者、施設、技術、商品、人材等をつなぎ、地域資源を活用したイベント・ビジネスマッチング等の事業を市内外に向けて広く発信し、様々な角度から三条市の魅力を体感できる場づくりや地域住民の誇りの醸成、地域への帰属意識や愛着感を感じられる魅力ある街づくりを行っている。
設置目的	地域に即した身近で魅力ある図書館等の運営により、市民の豊かな知性及び感性を育む多彩な学習活動の活発化を図り、もって市民の教育及び文化の発展並びにまちなかのにぎわい創出に寄与することを目的とする。
所在地	三条市元町11番6号
内容 ※仕様書から抜粋	1 本館 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建 延床面積 4,388.90 m² 2 ホール 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 平屋建 延床面積 723.83 m² 3 ステージえんがわ 木造 平屋建 延床面積 277.62 m²

開 館 時 間 及 休 館 日	1 図書館（まちなか交流広場の屋内広場を除く。） (1) 開館時間 午前9時30分から午後10時まで (2) 休館日 ・第3月曜日 ・1月から11月までの月の末日（その日が、土曜日に当たるときはその直前の休日以外の日とし、日曜日又は月曜日に当たるときはその直前の金曜日とする。） ・12月28日から翌年1月3日まで ・特別整理期間（指定管理者が市長の承認を得て定める期間） 2 まちなか交流広場の屋内広場 (1) 開館時間 ・中央市場の開設日：午前7時から午後10時まで ・中央市場の開設日以外の日：午前9時30分から午後10時まで (2) 休館日 ・毎週水曜日（その日が中央市場の開設日又は休日に当たるときはその翌日とする。） ・12月28日から翌年1月3日まで
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
選 定 方 法	公募
令 和 5 年 度 指 定 管 理 料	216,311,612 円
令 和 5 年 度 利 用 人 数	582,719 人

表 2 収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	決算額－予算額
収入	222,849,612	219,665,175	△3,184,437
指定管理料	216,311,612	216,311,612	0
使用料、利用料金	560,000	956,240	396,240
雑収入	4,778,000	2,031,823	△2,746,177
視察対応収入	1,200,000	365,500	△834,500
支出	222,849,612	226,884,170	4,034,558
人件費	131,581,000	131,581,000	0
保険料	670,000	461,449	△208,551
印刷製本費	1,850,000	748,537	△1,101,463
消耗品費	2,205,000	3,484,129	1,279,129
図書購入費	22,000,000	22,117,472	117,472
燃料費	290,000	216,713	△73,287
光熱水費	19,974,185	19,974,185	0
通信運搬費	1,400,000	1,617,190	217,190
手数料	228,427	192,087	△36,340
委託料	27,337,000	29,866,709	2,529,709
借上料	584,000	1,002,182	418,182
使用料	8,115,000	8,177,965	62,965
備品購入費	1,850,000	931,613	△918,387
負担金	60,000	44,900	△15,100
修繕料	705,000	626,328	△78,672
活動費	4,000,000	5,841,711	1,841,711
収入－支出	0	△7,218,995	△7,218,995

2 自主事業

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	決算額－予算額
収入	891,000	791,737	△99,263
支出	800,000	545,757	△254,243
収入－支出	91,000	245,980	154,980

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	決算額－予算額
収入	223,740,612	220,456,912	△3,283,700
支出	223,649,612	227,429,927	3,780,315
収入－支出	91,000	△6,973,015	△7,064,015

第3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられた。監査対象の施設について、着眼点別の監査結果は次のとおりである。

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

各種事務は適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

光熱水費の精算に伴い指定管理料の変更があったが、年度協定書の一部を変更する協定を締結していなかった。

ウ 経費の算定、支出の方法等

支出負担行為変更書に年度協定の変更協定書（案）の添付がなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の収受後、速やかに事務処理されていなかった。

オ 適時かつ適切な報告と指示

毎月指定管理者と会議を開催し、運営状況の報告や施設修繕等の協議を行い、適切に報告を求め指示が行われていた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

事業報告書の管理事業収支及び自主事業収支において経費の計上に一部誤りがあった。今後は適切な記載を確実に行われたい。

三条市立図書館条例に規定する、利用料金の決定に係る市長の承認を受けていなかった。

ウ 収支会計経理事務

経理処理は他の事業と区分されていたが、一部の事業で、他の事業と口座を区分されていないものがあった。今後は他の事業と区分することを検討されたい。

エ 備品の適切な管理

備品等（Ⅱ種）、（Ⅲ種）の台帳を作成していなかった。今後は「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき台帳を作成し、備品を管理されたい。

オ 規程、マニュアル等の整備

災害時危機管理マニュアルや不審者対応マニュアルを作成し、消防署立合いの下に、避難訓練、消火訓練及び自動体外式除細動器訓練が行われていた。また、警察署員を講師とした防犯研修が行われていた。